

○防災科学技術研究所契約事務規程

(平成13年4月1日 13規程第35号)

改正 平成14年6月27日 14規程第23号 平成15年6月26日 15規程第8号
平成18年10月1日 18規程第66号 平成19年3月5日 19規程第2号
平成19年11月22日 19規程第30号 平成20年10月1日 20規程第5号
平成20年12月25日 20規程第7号 平成21年11月26日 21規程第14号
平成27年4月1日 27規程第61号 平成30年11月13日 30規程第107号

第1章

(目的)

第1条 この規程は、防災科学技術研究所会計規程（以下「会計規程」という。）第29条に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）の契約事務の取扱いに関し必要な事項を定め、契約事務の適切かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究所における請負、売買、賃借、委託その他の契約を行う場合の契約事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 一般競争契約

(競争参加資格)

第3条 契約担当役は、一般競争に付するときは、建設工事、測量又は調査、並びに物品の製造及び購入の業種毎にその金額等に応じ、建設工事、測量又は調査、並びに物品の製造及び販売等の実績、従業員数、資本の額、その他の経営規模及び経営の状況に関する事項について、競争に参加するものに必要な資格を定めなければならない。

2 第1項の規定により一般競争に参加するものに必要な資格を定めたときは、契約担当役は、以下の事項を行うこととする。

- (1) 基本となるべき事項、申請の時期及び方法等の公示
- (2) 申請者が当該資格を有するものかどうかの審査
- (3) 有資格者名簿の作成

3 第1項及び第2項の規定は、国が行う資格審査の内容をもって代えることができる。

(競争参加者の制限)

第4条 契約担当役は、売買、賃借、請負その他の契約につき特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることはできない。

2 契約担当役は、次の事項の一に該当すると認められる者をその事実のあった後2年間競争に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は、物件の品質、数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争に際し、不正に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合した者

- (3) 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨害した者
 - (4) 監督又は検査に際し、係員の職務の執行を妨害した者
 - (5) 正当な理由に基づかず、契約手続き又は契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (入札の公告及び通知)

第5条 契約担当役は、一般競争に付そうとするときは、掲示その他の方法により入札の公告をしなければならない。

2 前項に規定する公告は次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項説明等の場所及び日時
- (4) 競争執行の日時及び場所
- (5) 規程第8条の入札保証金に関する事項
- (6) その他の必要な事項

3 第1項の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前にしなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を5日までに短縮することができる。

(予定価格の設定)

第6条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。

2 契約担当役は、競争に付するときは当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を定め、これを記載した書面を封書にし、開札の際、開札場所におかなければならない。

3 予定価格は、競争に付する事項の価格を契約の性質に従い、総価又は単価によって定めなければならない。

(入札保証金)

第7条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から、入札保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(入札保証金の金額)

第8条 前条に定める入札保証金は、現金又は確実な有価証券であって、その額は、見積金額の100分の5以上でなければならない。

(入札保証金の免除)

第9条 第7条ただし書に規定する入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保険契約を結び保険証券を提出したとき

(2) 第3条に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札書の提出)

第10条 契約担当役は、入札を執行するときは、競争に参加する者に入札の公告又は通知に示した日時及び場所で書面により、直接又は郵便で行う。

2 契約担当役は、前項の規定に関わらず、代理人により入札書を提出させることができる。ただし、代理人により入札書を提出させるときは、入札の執行に先立ち委任状の提出を求めその委任状が正当なものであるかどうかを確認しなければならない。

3 契約担当役は、その提出された入札書の引き換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(開札)

第11条 契約担当役が開札を行うときは、入札の公告又は通知に示した競争執行の日時及び場所において、直ちに入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち合わないときは、入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第12条 競争に参加するに必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(再度入札)

第13条 契約担当役は、開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行うことができる。

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、請負、購入、賃貸等の場合は、最低価格の入札者をもって、売り払い、貸付等の場合は、最高価格の入札者をもって落札者としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、最低の価格をもって入札をした者の入札価格が予定価格を著しく下回っていると認められるとき、若しくは当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約担当役はただちにその状況を明らかにした調書を作成し、理事長の承認を受けてその者を契約の相手方としないことができる。

3 前項の承認を受けたときは、予定価格の制限に達した次の順位者を契約の相手方とすることができる。ただし、その者の入札価格が予定価格を著しく下回ったと認められるときは、前項の規定に準じて取り扱うものとする。

- 4 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。ただし、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 5 その性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって入札をした者を契約の相手方とすることができる。

(入札者又は落札者がいないときの処理)

第15条 契約担当役は、競争に付しても入札がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限又は、期間を除くほか最初に競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者が契約を結ばないときの処理)

第16条 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で前条に準じて処理することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争契約)

第17条 会計規程第29条第2項第4号の規定により指名競争ができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき
- (2) 予定価格が300万円を超えない物件を買い入れるとき
- (3) 予定賃貸借料が160万円を超えない物件を借り入れるとき
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき
- (5) 予定価格が50万円を超えない物件を貸し付けるとき
- (6) 前各号以外で、その予定価格が200万円を超えないものの契約をするとき

(参加者の資格)

第17条の2 契約担当役は、第3条第1項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

2 前項の規定は、国が行う資格審査の内容をもって代えることができる。

(参加者の指名手続)

第18条 契約担当役は、指名競争に付するときは、第17条の2の資格を有する者のうちから次項の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の規定による指名は、文部科学大臣決定の指名基準により行う。

3 第1項の場合において、入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前にその指名する者に、第5条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を通知しなけれ

ばならない。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、その期間を短縮することができる。

(一般競争に関する規定の準用)

第19条 第4条、第6条、第7条、第10条から第16条までの規定は、指名競争入札を行う場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約)

第20条 会計規程第29条第2項第1号の規定により随意契約ができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 運送又は保管をさせるとき
 - (2) 研究設備、機器等の仕様を達成するために特定の者と契約するとき
 - (3) 現に履行中の契約に直接関連する契約をするとき
 - (4) 土地又は建物の買入れを行うとき
 - (5) 電気、ガス又は水の事業者によらるる供給を受けるために必要な工事を請け負わせるとき
 - (6) あらかじめ製作費又は工事費等を算定することが困難であると認められ、公募して企画書、設計図書等を提出させ契約するとき
 - (7) 国、地方公共団体、その他の公法人と直接に物件を買入れ又は借り入れるとき
 - (8) 外国で契約するとき
 - (9) 随意契約とすることが有利となる特別な事由があるとき
- 2 会計規程第29条第2項第4号の規定により随意契約ができる場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
 - (2) 予定価格が160万円を超えない物件を買入れるとき
 - (3) 予定賃貸借料が80万円を超えない物件を借り入れるとき
 - (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき
 - (5) 予定価格が30万円を超えない物件を貸し付けるとき
 - (6) 前各号以外で、その予定価格が100万円を超えないものの契約をするとき
- 3 会計規程第29条第2項第1号に該当する場合において、随意契約によろうとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(随意契約の公表)

第20条の2 支出の原因となる随意契約のうち、次に掲げる場合に該当する契約情報を公表する。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える物件の買入れ
- (3) 予定賃借料が80万円を超える物件の借り入れ

- (4) 前各号以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えるもの
- 2 随意契約の公表は、原則として当該随意契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内に、研究所のホームページに公表する。なお、公表期間は、当該随意契約を締結した日の翌日から起算して 1 年が経過する日まで行うものとする。
- 3 公表する事項は、次のとおりとする。
- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (2) 随意契約を締結した日
 - (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (4) 随意契約に係る契約金額
 - (5) 随意契約によることとした理由
 - (6) その他の必要な事項
- (随意契約による場合の予定価格の設定)

第 21 条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 6 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、契約内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格を要しないと認められるものについては、予定価格の設定を省略することができる。

(予定価格設定の省略)

第 22 条 前条ただし書の規定により予定価格の設定を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき
- (2) 予定価格が 100 万円を超えない契約をするとき

(見積書)

第 23 条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上のものから見積書を徴さなければならない。ただし、特に急を要するとき又はその必要がないと認められる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(見積書の徴取の省略)

第 24 条 前条ただし書の規定により見積書の徴取を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金が統一され見積書を徴取する必要がないと認めるとき
- (2) 会議費(1 件 50 万円未満のもの)に関するもの
- (3) 授業料、講習会費、学会費等その他これに類するもの
- (4) その他見積書を徴することが著しく不相当と契約担当役が認めるもの

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第25条 契約担当役が契約書を作成する場合は、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により必要がないと認めた事項については、この限りではない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当役が契約相手方とともに記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。ただし、外国の者と契約する場合において、商慣行等により押印がない場合には、署名をもって、当該契約は確定するものとする。

(契約金額)

第26条 契約担当役は、第25条の契約金額を給付の全額に係る総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約については、単価についてその契約金額を定めることができる。なお、この場合においては、当該契約期間において給付を受ける予定数量に対する所要金額を見込み、その範囲を超えることがないように注意しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容又は目的により、契約時に契約金額を確定しがたい場合においては、契約金額が確定していない状態で概算額を見込み、その金額をもって契約金額とすることができるものとする。ただし、この場合においては、後日契約履行の進行に応じ、又は履行完了の段階において金額を確定させること等精算条項が付記されるものとする。

(契約書を省略できる場合)

第27条 以下の各号の場合は、契約書の作成を省略できる。

- (1) 300万円を超えない契約をするとき

(2) 物品の受払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る
とき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約担当役が契約書を作成する必要がないと認める
とき

(請書)

第28条 契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が100万円以上であるときは、契約の適正な履行を確保するため、請書その他それに準ずる書面を徴取するものとする。ただし、以下の各号に該当する場合には、請書の徴取を省略することができる。

(1) 運送、保険その他慣習上請書の徴取を要しないと認めるとき

(2) その他特に軽微な契約をするとき

(契約保証金)

第29条 契約担当役は、契約しようとする者から、契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(契約保証金の金額)

第30条 前条に定める契約保証金は、現金又は確実な有価証券であって、その額は、契約金額の100分の10以上でなければならない。

(契約保証金の免除)

第31条 第25条ただし書に規定する契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保険契約を結び保険証書を提出したとき

(2) 第3条に規定する資格を有する者による競争に付し、若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき

2 第25条の規定により契約保証金を納めさせる場合においては、契約者がその義務を履行しないときは、当該保証金は研究所に帰属する旨を約定させなければならない。

(複数年契約)

第31条の2 契約担当役は、必要に応じ、契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

第6章 契約の履行

(監督)

第32条 契約担当役は、特に専門的な知識又は技能を必要とする300万円以上の工事又は製造その他についての請負契約を行う場合は、別に監督員を命ずることができる。

2 契約担当役又は契約担当役から監督を命ぜられた職員(以下、「監督員」という。)は、前項の監督を次の各号により行うものとする。

- (1) 仕様書及び設計書に基づき、契約の相手方が作成した細部設計図、原寸図等の必要書類を審査する。
- (2) 契約の適正な履行を確保するため必要ある場合は、現場立会、工程管理、仕様材料の試験若しくは検査等を行い、契約相手方に対し必要事項を指示する。
- 3 契約担当役は、必要に応じ、監督員に対し、監督の実施について報告させることができる。
- 4 第1項に規定する監督は、特に必要がある場合は、外部のものに委託して行わせることができる。

(検査)

第33条 契約担当役は、契約の相手方が給付の完了をしたときは、その旨を速やかに届けさせなければならない。

- 2 契約担当役又は契約担当役から検査を命ぜられた職員(以下、「検査員」という。)は、検査を行うときは、契約書、仕様書、設計書、計画書、図面その他関係書類に基づき、かつ必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、これを行わなければならない。
- 3 契約担当役は契約の締結に際して、書面にて明らかにした場合において、第1項の届け出があったときは、自ら又は検査員をしてその届け出を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を完了させなければならない。ただし、契約の締結に際して、書面に明らかにしないときは、10日以内に検査を完了させなければならない。
- 4 契約担当役は、契約の性質上、前項に規定する期間内に検査をすることが不相当と認められるときは、別に検査期間を約定することができる。
- 5 第1項に規定する検査は、特に必要がある場合は、外部のものに委託して行わせることができる。

(検査調書の作成)

第34条 検査員は、300万円を超える物件について、検査の状況を明らかにした、検査調書を作成しなければならない。

(代価の納入)

第35条 契約担当役は、物件を売却し、貸し付け、又は使用させようとする場合において、徴収すべき代価があるときは、当該物件の引き渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

- 2 契約担当役は、契約の性質上前項の規定によりがたい場合は、物件の引き渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第36条 契約担当役は、契約の締結に際し、書面にて明らかにした場合において、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した場合は契約の相手方から適正な支払

請求書を受理した日から工事については 40 日その他の給付に対する対価については 30 日以内に支払わなければならない。

(前払い)

第 37 条 前条に関わらず契約内容が次の各号の一に該当する場合は、契約金額の全部又は一部を前金払いとすることができる。

- (1) 契約金額が多額でかつ履行期間が長期にわたるとき
- (2) 前金払いをすることによって有利に契約することができるとき
- (3) その他特別の事由により前払いを必要とするとき

(部分払い)

第 38 条 第 36 条の規定に関わらず契約の締結に際し必要がある場合は、支払条件を部分払いとすることができる。ただし、工事の請負契約については、出来高に対する対価の 10 分の 9 以内とする。

(遅延利息)

第 39 条 契約担当役は天災地変その他やむを得ない理由による場合を除き、前条の支払期間を経過して代価を支払うときにおいて遅延利息を支払う必要がある場合は、その期間満了の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じ、その未支払金額に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき定められた率で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うものとする。

2 契約担当役は、前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、契約の相手方に遅延利息を支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第 7 章 雑則

(相殺)

第 40 条 契約担当役は契約の相手方から徴収すべき金額とその者に支払うべき金額を相殺することができる。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 6 月 27 日 14 規程第 23 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 27 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(平成 15 年 6 月 26 日 15 規程第 8 号)

この規程は、平成 15 年 6 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 1 日 18 規程第 66 号)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日 19 規程第 2 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 22 日 19 規程第 30 号)

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 1 日 20 規程第 5 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日 20 規程第 7 号)

この規程は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 14 号)

この規程は、平成 21 年 11 月 26 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 61 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 107 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。